

【地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習】

1. 講習科目と時間

講習科目	コース	17H	3H
作業の方法に関する知識		10.5	免除
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識		3.5	免除
作業者に対する教育等に関する知識		1.5	1.5
関係法令		1.5	1.5
合 計		17	3
所 要 日 数		3日	1日

2. 受講資格

コース	受 講 資 格
17H	<ul style="list-style-type: none">・地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者 (労働安全衛生規則別表第6地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項受講資格の欄第1号)・学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの (労働安全衛生規則別表第6地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項受講資格の欄第2号)・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第1条の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの (労働安全衛生規則別表第6地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項受講資格の欄第3号の厚生労働大臣が定める者)
3H	<ul style="list-style-type: none">・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第1条第1号、第3号及び第6号に掲げる者 (地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第4条第1号)・職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科又はさく井科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者 (地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第4条第1号)・建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する土木施工管理技術検定1級又は2級に合格した者 (地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第4条第2号)